

消費税の

円滑かつ

適正な

転嫁のために

内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省



1 消費税率引上げの趣旨・消費税の性格

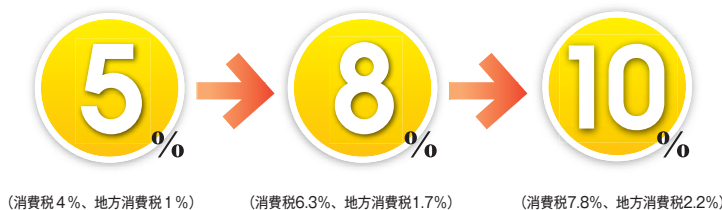
POINT ① 消費税率引上げの趣旨

今般の消費税率の引上げは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指すものです。

消費税率の段階的引上げ

消費税率は段階的に引き上げることで、経済活動に与える影響を抑えます。

平成9年4月より 平成26年4月より 平成27年10月より



* この消費税率の引上げについては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。



なぜ消費税？

- ✓ 税収が安定しています。
- ✓ 負担が世代間で公平です。
- ✓ 経済活動に中立的です。
- ✓ 高い財源調達力があります。

社会保障の安定財源の確保



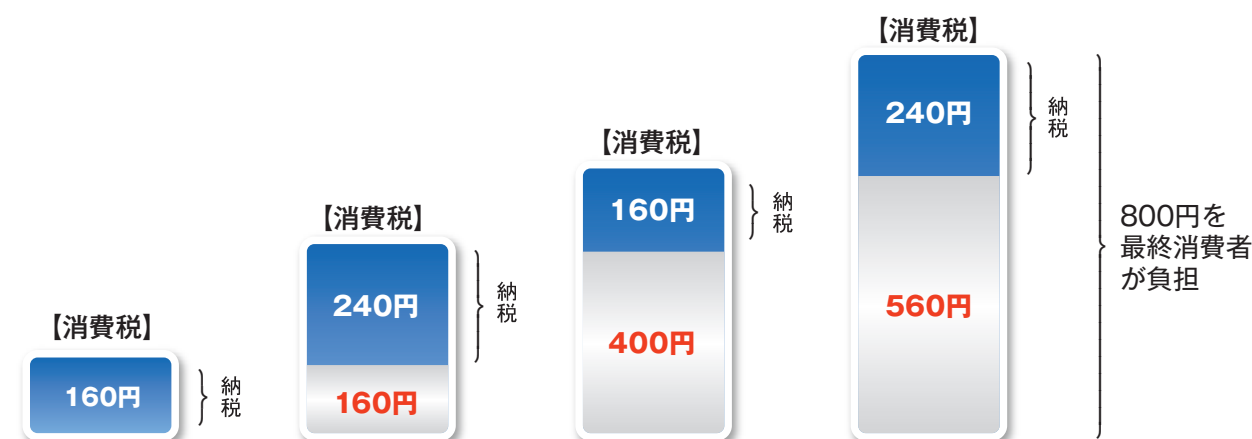
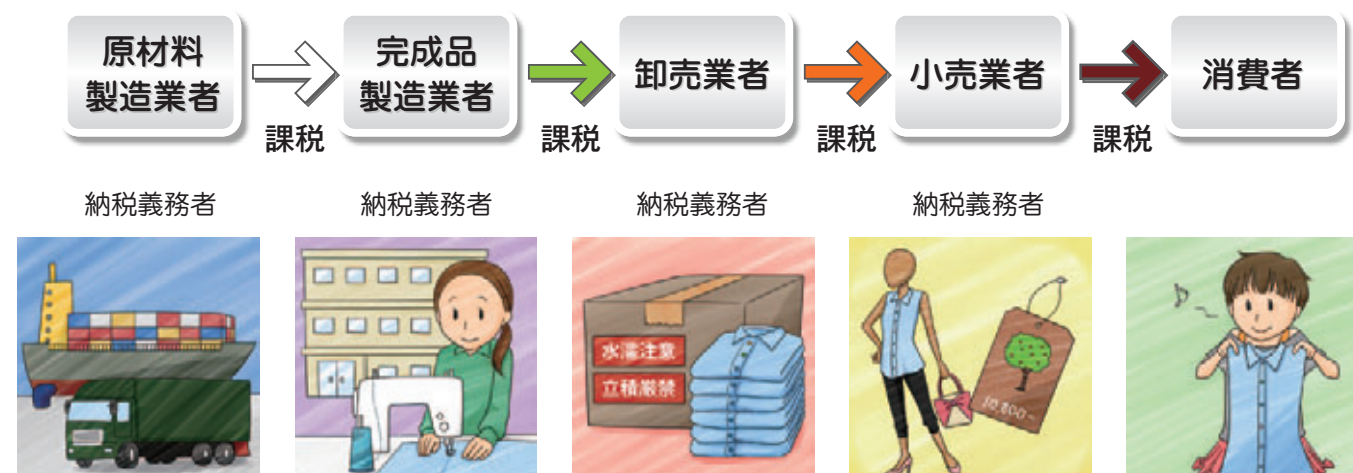
POINT ② 消費税の性格・仕組み

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税を行うとともに、税の累積を排除するために、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納付することとされています。

事業者には課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。

消費税の転嫁の仕組み

※税率8%で計算



1 に対する問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

1 消費税率引上げの趣旨・消費税の性格

2 転嫁拒否等の行為の是非

3 転嫁を阻害する表示の是非

4 総額表示義務の特例

5 総額表示に係る表示方法の適用除外

6 転嫁カルテル表示カルテルの独占禁止法適用除外

7 便乗値上げ

8 消費税価格転嫁等総合相談センター

2 転嫁拒否等の行為の是正

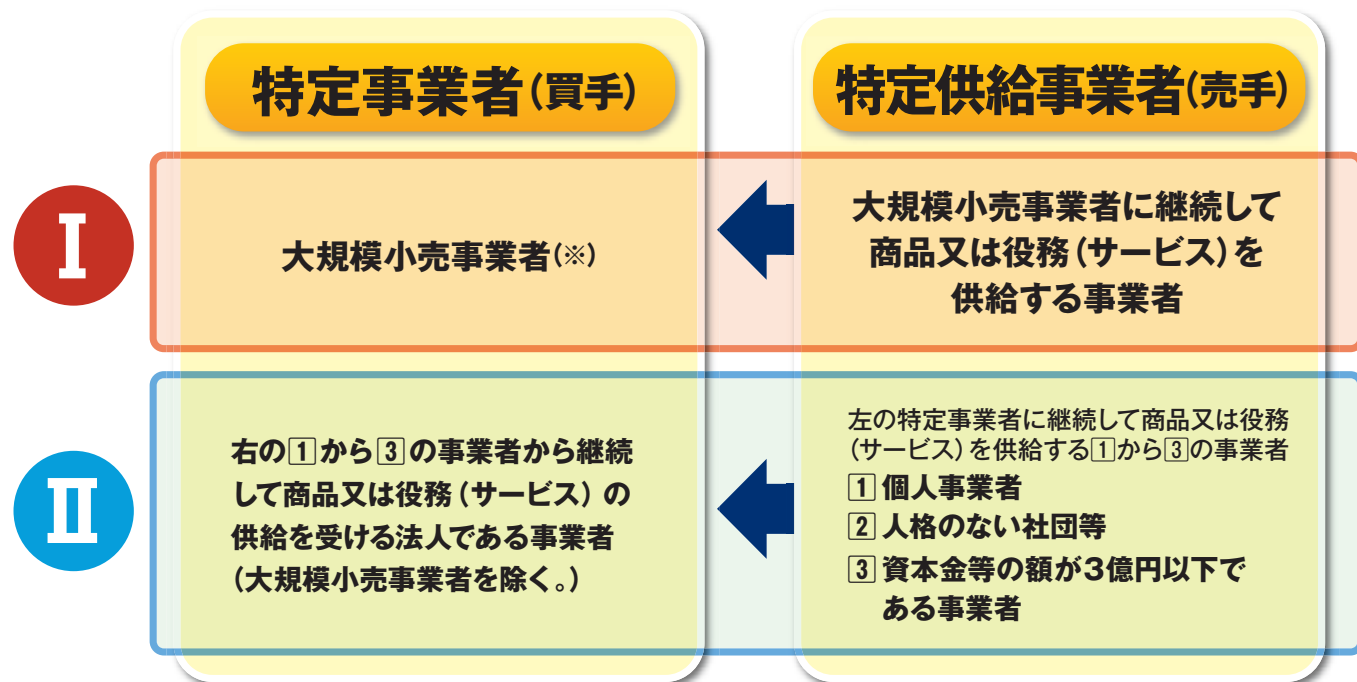
消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置）。

一般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っていくこととしています。

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

消費税の転嫁拒否等の行為は禁止されています

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為とは…

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

- ①減額、②買ったたき、③商品購入、役務（サービス）利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、⑤報復行為

POINT ① 減額

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ▶ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶ リバートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リバートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

【以下のような場合には、減額とはなりません】

〈具体例〉

- ▶ 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



POINT ② 買ったたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

【以下のような場合には、買ったたきとはなりません】

〈具体例〉

- ▶ 大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合



POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
 - 本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
 - 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
 - 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
 - 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合



POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格^(※)での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※) 消費税を含まない価格

〈具体例〉

- ▶本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ▶特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



POINT ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。
(注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム



3 転嫁を阻害する表示の是正

消費税転嫁対策特別措置法では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています(平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置)。

▶ 禁止される表示

事業者は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品等の取引について、以下①～③の表示をしてはいけません。

❌ ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。



- ▶ 「消費税は転嫁しません。」
- ▶ 「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ▶ 「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ▶ 「消費税はいただきません。」
- ▶ 「消費税は当店が負担しています。」
- ▶ 「消費税はおまけします。」
- ▶ 「消費税はサービス。」
- ▶ 「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ▶ 「当店は消費税増税分を据え置いています。」

❌ ② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの



以下のような消費税分を値引きする旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

- ▶ 「消費税率上昇分値引きします。」
- ▶ 「消費税8%分還元セール」
- ▶ 「増税分は勉強させていただきます。」
- ▶ 「消費税率の引き上げ分をレジにて値引きします。」



③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの



以下のような消費税分の物品、金銭、映画のチケット、ポイントサービスにおけるポイントなどの「経済上の利益」を消費税に関連して提供する旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

- ▶ 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
- ▶ 「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ▶ 「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- ▶ 「消費税率の引き上げ分を後でキャッシュバックします。」



禁止されない表示

次の①～③のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

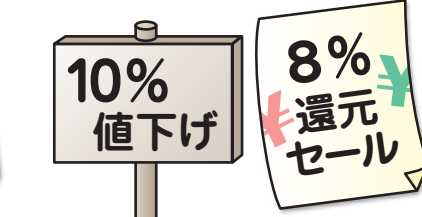
① 消費税との関連がはっきりしない



② たまたま消費税率の引き上げ幅と一致するだけ



③ たまたま消費税率と一致するだけ



消費税の転嫁を阻害する表示に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
なお、違反行為が繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 消費者庁長官は、違反行為があると認めるときは、速やかにその行為を取りやめることその他の必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、消費者庁に対する措置請求を行います。



③ に対する問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

4 総額表示義務の特例

消費税転嫁対策特別措置法では、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

※消費者の利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定されています。

特例を適用した場合の事務負担の軽減

▶ 特例がない場合(総額表示義務あり)の例 ▶ 特例を適用する場合の例



具体的な表示例

① 税抜価格のみを表示する場合

1 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例



※上記のような表示は、例えば、値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において行うことが考えられます。

2 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等においては、「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。

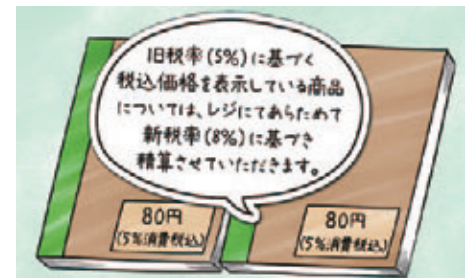


具体的な表示例

② 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合

1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合の表示例

個々の値札等においては、「○○○円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



2 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示を行う場合の表示例

個々の値札等においては、「○○○円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



☎ 4 に対する問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

5 総額表示に係る景品表示法の適用除外

消費税転嫁対策特別措置法では、税込価格と税抜価格が併記される場合において、税込価格が明瞭に表示されている場合には、価格について一般消費者に誤認を与えることにならないため、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定の適用が除外される旨を確認的に規定しています。

▶ 税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方と具体例

税込価格が明瞭に表示されているか否かについては、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されることがないように表示されているか否かにより判断されます。

この判断に当たっては、基本的に、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されることになります。

明瞭に表示されているといえる例

- ① 9,800円(税込10,584円)
- ② 9,800円(税込10,584円)
- ③ 9,800円(税込10,584円)

明瞭に表示されているとはいえない例

- ① 9,800円(税込10,584円)
- ② 9,800円(税込10,584円)
- ③ 9,800円(税込10,584円)

☎ 5 に対する問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

6 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外

今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができるとされています。

POINT ① 転嫁カルテル

消費税の転嫁の方法の決定

転嫁カルテルとは、「消費税の転嫁の方法の決定」についての共同行為です。転嫁カルテルを行うことができるのは、主に**中小事業者**やその団体です。転嫁カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

〈具体例〉

- ▶各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
 - ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定
- 例1 本体価格98円×8%＝消費税額7.84円 → 8円
例2 本体価格93円×8%＝消費税額7.44円 → 7円

【以下のような行為は認められません】

〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ後の税抜価格（本体価格）又は税込価格を統一する旨の決定
- ▶消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定
- ▶合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定 など

中小事業者とは？

製造業・建設業・運輸業等

3億円以下又は300人以下

卸売業

1億円以下又は100人以下

サービス業

5千万円以下又は100人以下

小売業

5千万円以下又は50人以下

（凡例）業種
資本金規模・従業員規模

注 このほか、政令による特例があります。

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を行う際には、次の点に御注意ください

注1

転嫁の方法の決定に係る共同行為と表示の方法の決定に係る共同行為とは、要件が異なります

- ▶転嫁の方法の決定に係る共同行為には参加事業者の3分の2以上が**中小事業者**であることが必要です。

注 表示の方法の決定に係る共同行為は、全ての事業者又は事業者団体に認められています。

注2

以下の期間の共同行為が認められます

- ▶平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間の商品又は役務の供給を対象とした共同行為が独占禁止法の適用除外の対象となります。

注 届出は平成25年10月1日から可能です。

注3

共同行為を行う場合、公正取引委員会への**事前**の届出が必要です

- ▶共同行為を行うには、公正取引委員会に対して、共同行為の内容等について、事前に届出する必要があります。
- ▶届出書の様式など、具体的な届出の方法については、公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）を御覧ください。

注 意 点

共同行為はあくまでも任意のものです。これを行うかどうか、これに参加するかどうかは、個別の事業者又は事業者団体の自主的な判断に委ねられており、この法律によって、共同行為の実施や参加を強制するものではありません。

6 に対する問い合わせ先 公正取引委員会 取引企画課
03-3581-5471（代表）

POINT ② 表示カルテル

消費税についての表示の方法の決定

表示カルテルとは、「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為です。表示カルテルは、**全ての事業者又は事業者団体が行うことができます**。表示カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

ア 税込価格を表示する場合

- 例1 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示
- 例2 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示

イ 税込価格を表示しない場合

（4 総額表示義務の特例（9頁～10頁）を利用する場合）

- 例1 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定
- 例2 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定



【形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁カルテルの内容が含まれている場合には、「転嫁カルテル」の届出が必要です】 POINT ①

〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ分を消費税率引上げ前の対価に上乗せした結果、**計算上生じる端数を切上げにより処理して**、税込価格を表示する旨の決定

7 便乗値上げ

✕ 便乗値上げは、いけません。 ～消費者の生活に好ましくない影響を与えることが懸念されます。～

便乗値上げとは

今回の消費税率の引上げに当たっては、個々の商品やサービスの価格が、新たな税負担に見合った幅で上昇することが見込まれています。したがって、事業者が、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合、それは便乗値上げである可能性があります。

ただし、一般に、個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであるため、実際にどのような場合に便乗値上げに該当するかを判断するに当たっては、それが税負担の変化による上昇幅を超えているかという点のほか、商品などの特性、需給の動向やコストの変動など、種々の要因を総合的に勘案する必要があります。

ちなみに、課税される商品やサービスについて、本体価格が全く変わらなければ、消費税率の引上げなどが行われた後の価格は、総額表示（税込価格）の場合、税抜価格の場合で、それぞれ次のようになると考えられます。



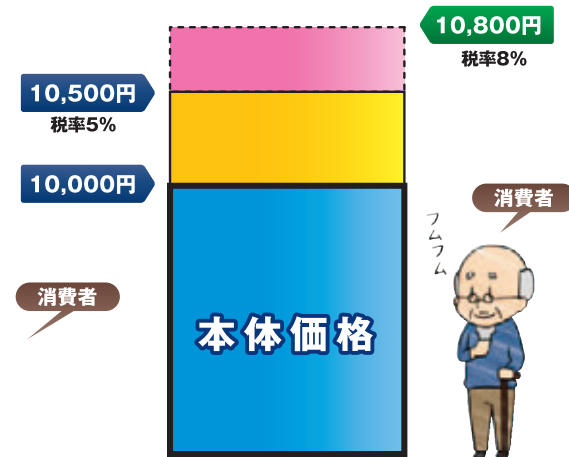
1 万円の商品・サービスの値上げについて

(※) 本体価格は、消費税率の引上げ後も従前と変わらないものとします。

1 総額表示(税込価格)で 1万円と表示されている場合



2 税抜価格で 1万円と表示されている場合



○ 便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの1 ～事業全体で適正な転嫁をしている場合～

ある特定の商品やサービスにつき、他に特段の理由がないにもかかわらず、本体価格の3%を超える値上げが行われた場合、その商品やサービスだけを見ると、便乗値上げであるように思われますが、その事業者が、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁をしていれば、便乗値上げには当たりません。

[端数処理]

各種の運賃など、取引慣行や利用者の便宜などを考慮して10円単位で税込価格が設定されているもの場合、あるものについては据置きとする反面、あるものについては3%を超える値上げとすることもあります。

事業全体として適正な転嫁を行っている場合の例

(区間A、Bともに総額表示)		
区間A (85万人利用)	150円 → 150円	据置き (引上げ率=0.00%)
区間B (75万人利用)	180円 → 190円	10円引上げ (引上げ率=5.56%)
事業全体の 売上げ	262.5 (百万円) → 270.0 (百万円)	増加率=2.85%

※上記の事例は、実際の運賃などとは関係ありません。

理論的には、総額表示(内税)の商品について本体価格が一定である場合、税率が5%から8%に引き上げられることによって、
(108-105)/105=2.85%
の値上げが予想されます。

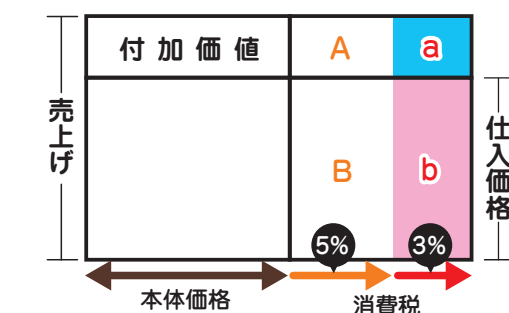
したがって、左の事業者の例では、事業全体としての売上げ増が理論値と一致していることから、区間Bについて5.56%の引上げがあることをもって便乗値上げであるとは言えません。

○ 便乗値上げのように見えて、便乗値上げに当たらないもの2 ～免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合～

免税事業者が消費税率の引上げに際して値上げをする場合、一見便乗値上げではないかと思われますが、免税事業者であっても、その仕入価格には消費税が含まれていることから、これに相当する額を価格に転嫁することは便乗値上げに当たりません。

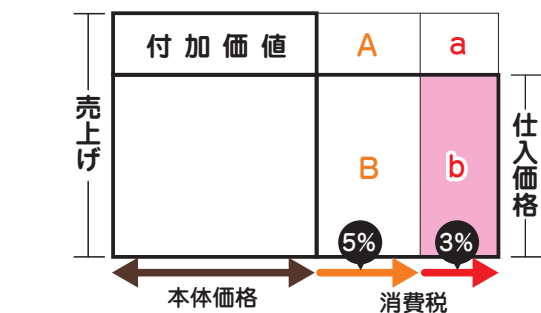
免税事業者が仕入価格に含まれる税額を転嫁する場合について

1 課税事業者



消費税率の引上げに伴い、課税事業者では、**a+b**の値上げが行われることになります。
納税義務者として、Aに加え新たに**a**の納税を行う。
bについては仕入価格の上昇として負担。

2 免税事業者



消費税率の引上げに伴い、免税事業者では、仕入価格が高くなった分(=b)の値上げが行われることになります。
aの納税を行う必要がないので、**a+b**の値上げは予定されていない。

8 消費税価格転嫁等 総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは
内閣府が設置している政府共通の
相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ
 - 広告・宣伝に関する問い合わせ
 - 消費税の総額表示に関する問い合わせ
 - 便乗値上げに関する問い合わせ
- センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

御相談は専用ダイヤル又はHP上の専用フォームを御利用下さい。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】 平日 9:00～17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

● 固定電話からは 8.5円～80円 / 3分間 ● 携帯電話からは 90円 / 3分間 ● 公衆電話からは 30円～220円 / 3分間

URL

(24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>



お問い合わせ先
[一覧]

転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課 **03-3581-5471** (代表)

転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課 **03-3507-8800** (代表)

消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課 **03-3581-4111** (代表)

便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費生活情報課 **03-3507-8800** (代表)

消費税転嫁対策室連絡先(経済産業省及び各地方経済産業局等)

経済産業省 消費税転嫁対策室	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 【経済産業省所管業種相談窓口】電話:03-3501-5683 【中小企業庁相談窓口】電話:03-3501-1502 03-3501-1503
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎内 電話:011-728-4361
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内 電話:022-217-0411
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目155番1号 電話:048-783-3570
	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館内 電話:048-600-0288
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	愛知県名古屋市中村区名駅南4丁目1番22号 旧名古屋税関中出張所内 電話:052-589-0170
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館内 電話:06-6966-6038
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館内 電話:082-205-5337
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎内 電話:087-811-8564
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎内 電話:092-482-5590
沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎内 電話:098-866-0035

メールでのご相談アドレス：chusho-tenkataisaku@meti.go.jp

下請かけこみ寺・消費税転嫁対策相談専用フリーダイヤル：0120-300-217

平成 25 年 10 月 1 日
内閣府消費税価格転嫁等相談対応準備室

消費税価格転嫁等総合相談センターの開設について（お知らせ）

1. 平成 25 年 10 月 2 日から、消費税の価格転嫁等に関する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センターを開設します。

電話又はメールにて相談を受け付けます。

【電話】

専用ダイヤル **0 5 7 0 - 2 0 0 - 1 2 3**

【受付時間】 平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 （平成 26 年 3 月、4 月は土曜日も受付）

※ 通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

- 固定電話からは 8 . 5 円 ~ 8 0 円 / 3 分間 ● 携帯電話からは 9 0 円 / 3 分間
- 公衆電話からは 3 0 円 ~ 2 2 0 円 / 3 分間

【メール】 HP 上の専用フォームを御利用下さい。

URL **<http://www.tenkasoudan.go.jp>** （2 4 時間受付）

2. 総合相談センターでは、次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問合せ
- 広告・宣伝に関する問合せ
- 消費税の総額表示に関する問合せ
- 便乗値上げに関する問合せ

3. 総合相談センターでは、上記の相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

本件に対する問合せ先
内閣府消費税価格転嫁等相談対応準備室
0 3 - 3 5 3 9 - 2 6 1 0